



# マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の 利活用推進について

情報通信国際戦略局  
情報通信政策課

# 骨太方針、成長戦略

## 経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成28年6月2日閣議決定)

### 第2章 成長と分配の好循環の実現

#### 2. 成長戦略の加速等

##### (4)地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

###### ③地域の活性化

(略)マイナンバーカードを活用した自治体と商店街等とのサービス連携等による地域活性化を検討する。

#### 4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

##### (2)行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

(略)また、マイナンバーカードや電子私書箱の活用による、子育て支援や電子調達等に係る手続きのワンストップ化を促進する制度整備等に取り組む。

### 第3章 経済・財政一体改革の推進

#### 5. 主要分野毎の改革の取組

##### (3)地方行財政改革・分野横断的な課題 ⑤IT化と業務改革、行政改革等

(略)コンビニ交付や子育てワンストップサービスなどオンラインサービス改革の実現に加え、災害発生時等を含むマイナンバー制度の活用拡充に向け、関係省庁が連携して検討を進める。

## 日本再興戦略 2016(平成28年6月2日閣議決定)

### 1. 第4次産業革命の実現

#### (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)第4次産業革命を支える環境整備 ⑥サイバーセキュリティの確保とIT利活用の徹底等

##### イ) IT利活用の推進とマイナンバー利活用拡大等(マイナンバーカード・マイナポータルの利活用拡大)

- 国民の子育て負担軽減を図るため、希望者が妊娠、出産、育児等の子育て関連の申請に関して、窓口への訪問や書類郵送なしで地方公共団体における手続をマイナンバー制度・マイナンバーカードの活用により、オンラインで一括して行えるよう、現行法上の要請を踏まえつつワンストップ化の検討を行い、来年7月以降速やかに実現する。
- 災害発生時や生活再建支援時等におけるマイナンバー制度・マイナンバーカードを用いたより効果的な避難状況等の把握等に繋がる情報共有のあり方について検討を行い、今年度中を目途に方針をとりまとめる。
- 法人の代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて対面・書面なく電子的に契約書等の作成、提出等することが可能になるよう、公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。併せて、マイナンバーカード及び法人番号も活用した、調達手続の簡素化等については本年度から順次実現する。
- 法人番号の利活用による法人関連情報の収集に係るコストの削減、事業開始の際に必要な税務・社会保険等の各種手続の簡素化、オンライン手続のワンストップ化による民間事業者等における事業活性化や行政事務の効率化等を図る。あわせて、法人番号を併記した法人情報のオープンデータ化等を本年1月以降順次開始し、来年1月に「法人ポータル(仮称)」の運用を開始する。
- 利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用等や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分(公的個人認証機能等)を活用した公共施設の利用や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用や当該ポイントの商店街等での利用推進等について、その可否も含め検討を進め、可能なものから来年度以降順次実現する。

## 行政手続等での利便性向上

### カードの利活用

#### マイナンバーカードの券面への旧姓併記

- ✓ 速やかに必要な準備を実施。

#### 利用者証明用電子証明書の国外転出後の継続利用

- ✓ 2019年中の実現を目指す。

### 子育て支援・電子私書箱ワンストップ

#### 保育所の利用手続の更なる発展

- ✓ 2016年度から、電子私書箱を活用したワンストップ化に向けた検討に着手。

#### 母子健康情報サービス

- ✓ 引き続き、他自治体へ導入を拡大。

### 行政手続・サービス

#### コンビニキオスク端末からの戸籍証明書の取得

- ✓ 2016年5月以降、準備の整った自治体から交付サービスを開始。

#### コンビニ交付サービス基盤の活用

- ✓ 2017年度以降、地方公共団体の他のサービスでも活用。

#### 政府調達システム

- ✓ 2016年度にマイナンバーカードを用いた利用登録を可能とするシステムの検討。

#### 電波利用申請・届出システムLite

- ✓ 2018年度末までにマイナポータルとの認証連携を実現。

### 商店街等の地域需要拡大・地域活性化

#### マイキープラットフォームによる地域活性化

- ✓ マイナンバーカードを活用した公共施設等の自治体サービスの利用促進。
- ✓ 自治体ポイント等の商店街等での利用を推進し、地域需要を拡大。

## 民間サービスにおける利活用拡大

### スマートフォンでの利活用

#### アクセス手段の提供

- ✓ 2016年度以降、スマートフォンによる公的個人認証の実現に向けて検討。

#### インターネットバンキング

- ✓ 2016年度にマイナンバーカードによる認証について検討。

### コンビニ・チケットレスサービス

#### コンビニ端末によるマイナンバーカードの読取り

- ✓ 2016年度に検討着手。

#### マイナンバーカードによるチケットの予約・購入、入場

- ✓ 2018年度からの実現を目指す。

### 各種サービスにおける本人確認

#### 電子私書箱サービス

- ✓ 早ければ2016年度中にも導入を検討。

#### 生命保険業務の生存確認等

- ✓ 2～3年後の導入を目指す。

### テレビからの利活用

#### スマートテレビを活用した地域防災システム

- ✓ 2016年度に実証。

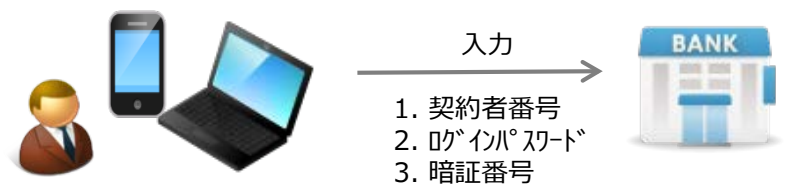
#### ケーブルテレビを通じた地域サービス

- ✓ 2017年中にワンストップサービス等の商用化を目指す。

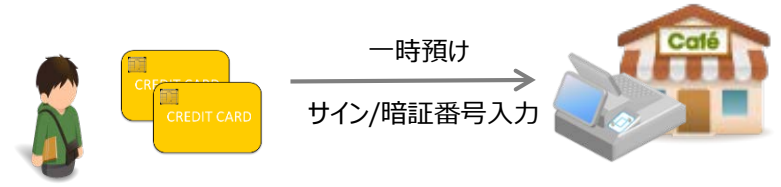
# スマートフォンでのマイナンバーカードの読み取り・利用者証明機能搭載で実現できること

## 【これまで】

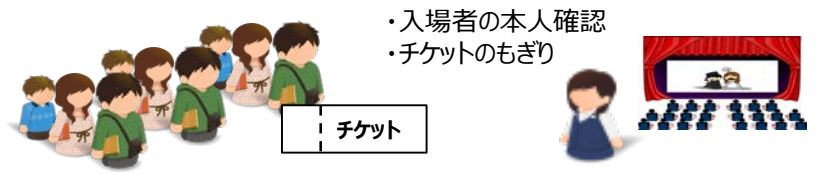
### インターネットバンキングへのログイン、残高照会等



### クレジット決済



### 電子チケット



## 【これから】

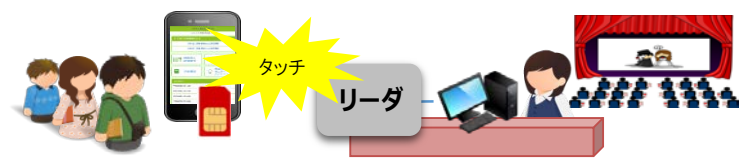
インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



利用者証明機能を搭載したスマートフォンをクレジットカード代わりに用いて決済



コンサート会場等への入場時に利用者証明機能を搭載したスマートフォンをかざして本人確認



## 【これまで】

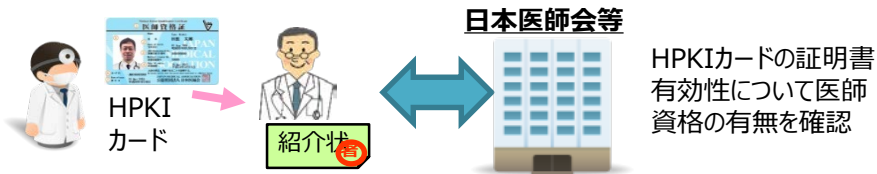
### 医療保険の資格確認



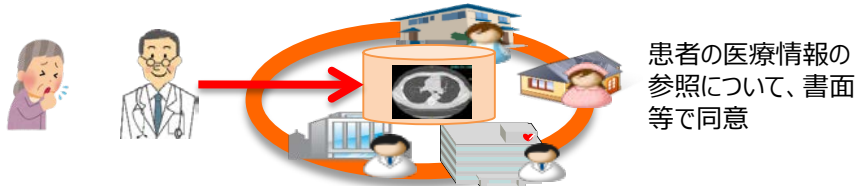
### 診療の受付 (チェックイン)



### 医師資格の確認



### 医療情報連携における患者の同意

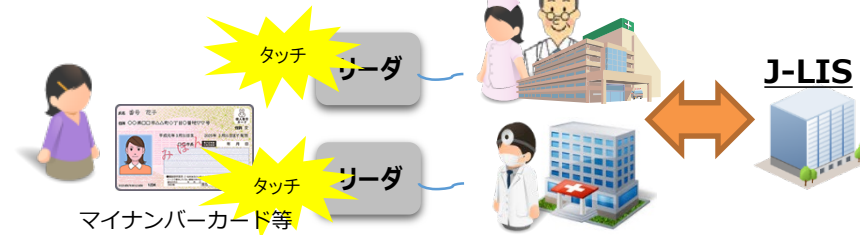


## 【これから】

公的個人認証サービス (JPKI) を活用し、保険医療機関等で利用者証明用電子証明書を読み取り、オンラインで資格確認



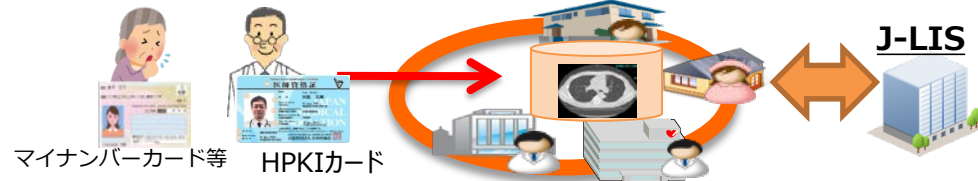
JPKIの電子証明書情報と診察券番号を紐付け、JPKIで予約状況を確認し、診療を受付 (チェックイン)



HPKIカードの証明書の有効性確認の際に、JPKIを活用することで、医師の本人確認を確実に補完



医療情報連携ネットワークにおいて、医療情報参照に対する患者の同意を簡便かつ確実に取得・管理するためにJPKIを活用





- マイナンバーカードの電子証明書情報の読み取りに対応したスマートフォンが登場。
- 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が、基準に適合した対応スマートフォンを順次公表。

## 【想定される利用シーン】

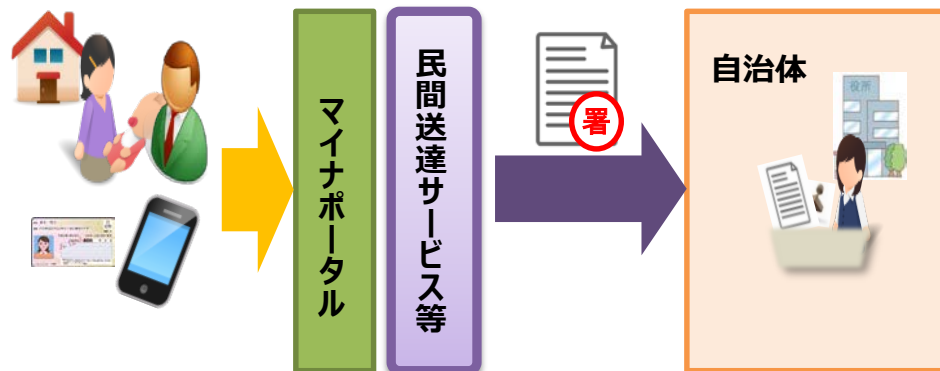
### インターネットバンキングへのログイン、残高照会等

インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



### マイナポータルへのアクセス

マイナポータルへのログインや子育て関連手続などの申請時の電子署名をスマートフォンから可能に



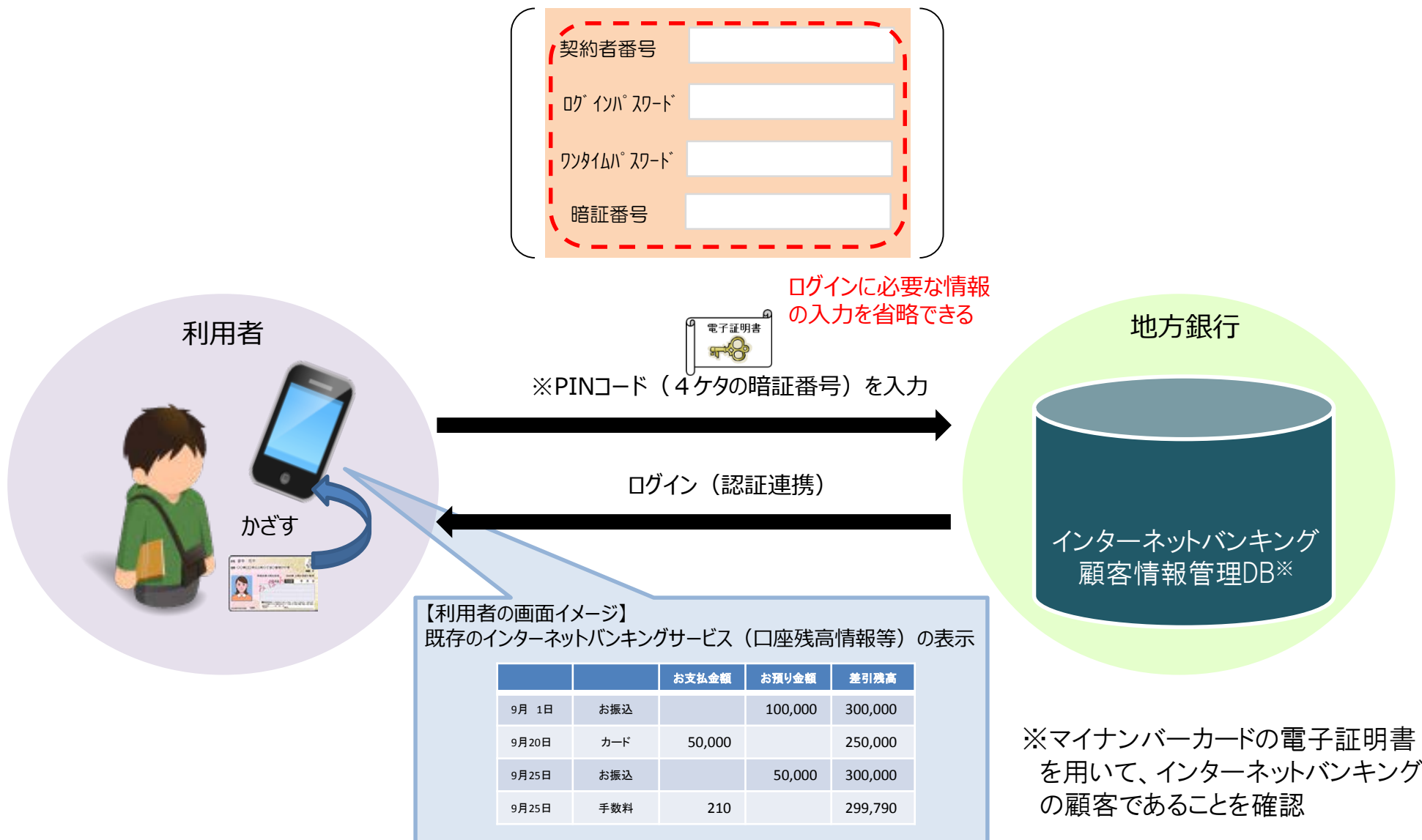
スマートフォンの  
背面にかざす



マイナンバー  
カード

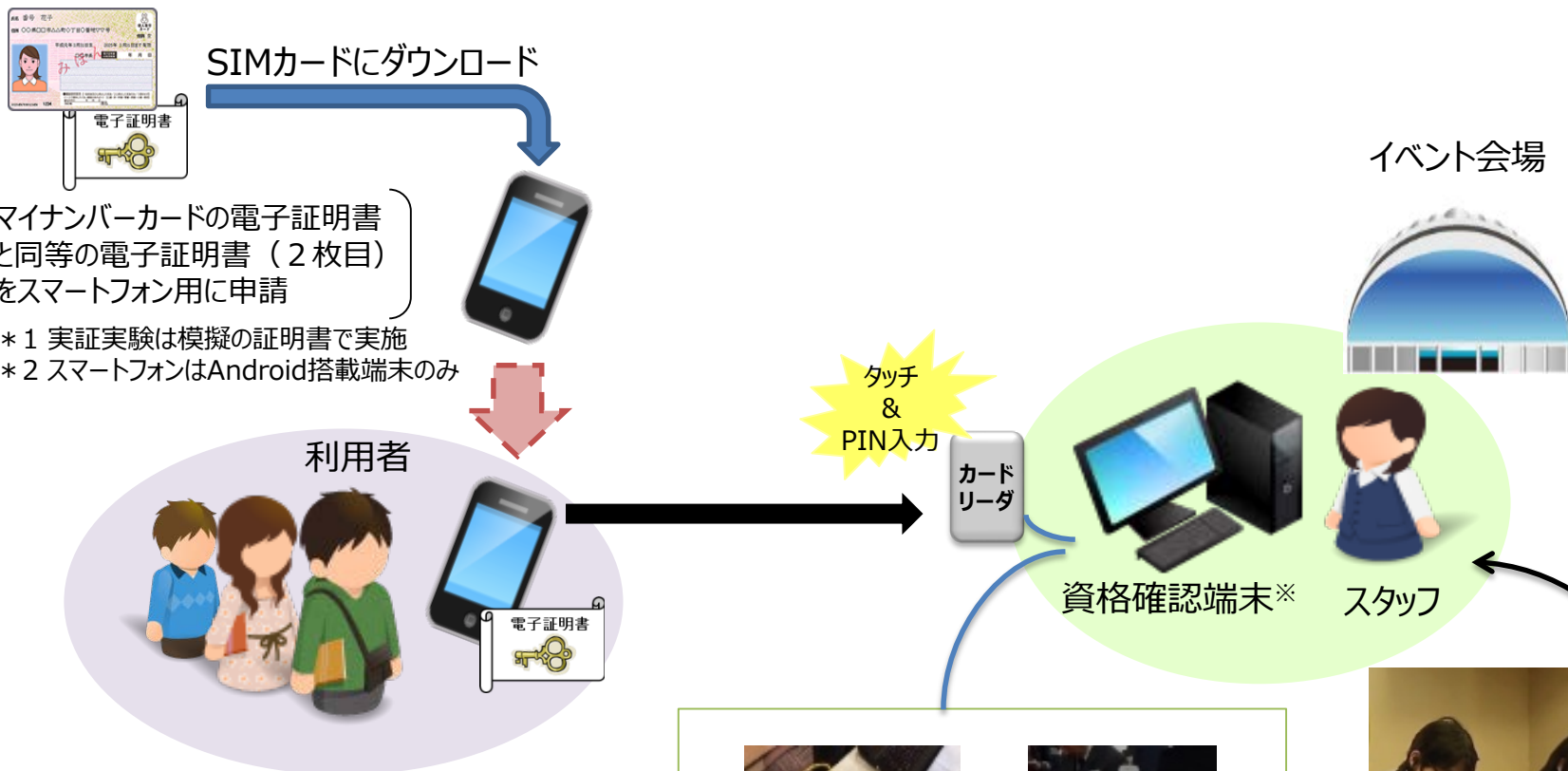
# インターネットバンキングについて

- 本年10月、スマートフォンにマイナンバーカードをかざして、インターネットバンキング（口座残高照会等）にログインする実証実験に向けた課題の検討を開始。

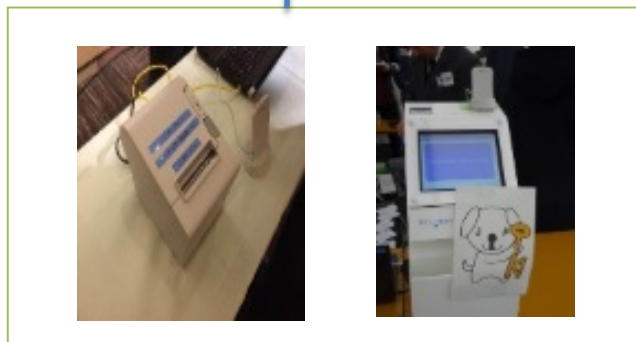


# “SIMカードに利用者証明機能を格納したスマートフォン”を活用したチケットレス入場の実証実験

- 平成28年度中に、イベント会場のカードリーダーに“SIMカードに利用者証明機能を格納したスマートフォン”をかざして、入場資格の確認を行う実証実験を実施。



※スマートフォンのSIMカードに格納された電子証明書を使って、イベント入場時に利用者の資格確認を実施。



(席番レシート印刷のイメージ)



(入場のイメージ)



# スマートフォンでのマイナンバーカードの読み取りについて

## 【先行導入の実現に向けた当面の目標】（第4回懇談会（平成28年6月15日）資料より抜粋）

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
アクセス手段	・スマートフォンでのマイナンバーカードの読み取り	・国 ・モバイル事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク） ・地方公共団体情報システム機構	○ 2016年以降、マイナンバーカードの読み取り可能なスマートフォンに関する問い合わせについては、官民が連携して適切に対応する。

## 【進捗状況】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
アクセス手段	・スマートフォンでのマイナンバーカードの読み取り	・総務省 ・シャープ ・NTTドコモ、KDDI ・地方公共団体情報システム機構  ・群馬銀行 ・NTTデータ ・群馬県内の複数自治体（前橋市など）等 ・日本郵便株式会社 ・一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構（TOPIC）	○ 2016年11月4日に発売されたマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン（ドコモスマートフォン AQUOS EVER SH-02J）や、KDDIから発売される読取対応予定のスマートフォン（AQUOS U SHV37）については、当該スマートフォンに関する情報提供、問い合わせに対する体制整備その他利用者への対応に関し、関係者が連携して適切に対処する。  ○ 2017年3月を目途に開始する実証事業（インターネットバンキング、マイナポータルと連携した子育て支援ワンストップサービス等）での読取対応スマートフォンの活用に向けて、本年10月から検討を開始。

## 【先行導入の実現に向けた当面の目標】（第4回懇談会（平成28年6月15日）資料より抜粋）

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
インターネットバンキング	・インターネット上での口座残高照会等の本人確認に、マイナンバーカードを活用	・地方銀行 ・署名検証者	○ 2016年度中に、インターネットバンキング（口座残高照会等）のログイン認証時における本人確認にマイナンバーカードを活用する際の課題等について検討する。

## 【進捗状況】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
インターネットバンキング	・インターネット上での口座残高照会等の本人確認に、マイナンバーカードを活用	・群馬銀行 ・NTTデータ ・一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構（TOPIC）	○ スマートフォンからインターネットバンキング（口座残高照会等）へのログイン認証時における本人確認にマイナンバーカードを活用する際の課題等について、2017年3月を目途に実用に近い環境下での実証実験を開始することを前提に、群馬銀行等の協力の下、本年10月から検討を開始。

## 【先行導入の実現に向けた当面の目標】（第4回懇談会（平成28年6月15日）資料より抜粋）

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
アクセス手段	・スマートフォンに利用者証明機能を搭載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・モバイル事業者</li> <li>・地方公共団体情報システム機構</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スマートフォンのSIMカードに利用者証明用電子証明書等を搭載するため、2016年度以降、利用者証明機能のスマートフォンへのオンラインによるセキュアなダウンロードの実現に向けた検証を実施する。</li> <li>○ 上記の実証結果を踏まえ、所要の制度整備、システム整備等を実施する。</li> </ul>

## 【進捗状況】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
アクセス手段	・スマートフォンに利用者証明機能を搭載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・モバイル事業者 (NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)</li> <li>・地方公共団体情報システム機構</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本年10月、Android対応スマートフォンのSIMカードへの利用者証明機能のセキュアなダウンロード実現に向けた実証を開始。</li> <li>○ あわせて、iOSスマートフォンへの利用者証明機能の搭載に当たっての技術面・運用面の課題についても、検討を開始する。</li> <li>○ 今年度中に、利用者証明機能を搭載したスマートフォンを用いて、イベント会場でのチケットレス入場の実証実験を実施する。</li> <li>○ 上記の実証結果を踏まえ、所要の制度整備、システム整備等を実施する。</li> </ul>

## 【先行導入の実現に向けた当面の目標】(新規追加)

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
診療の受付 (チェックイン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JPKIの電子証明書情報と診察券番号を紐付け、JPKIで予約状況を確認し、診療を受付(チェックイン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の医療機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2016年度中に、複数の医療機関において、JPKIの電子証明書を用いて診療の受付(チェックイン)を実現するための課題の検証に着手する。</li> </ul>
医師資格の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HPKIカードの証明書の有効性確認の際に、JPKIを活用することで、医師資格の確認を確実に補完</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国</li> <li>・ 地方公共団体情報システム機構</li> <li>・ 日本医師会等のHPKI認証局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師がHPKIカードの発行を申請する場合や、HPKIカードの証明書の有効性確認を行う場合におけるJPKIの活用のあり方について検討を進め、2016年度中に、HPKIカードの実際の発行・利用において、JPKIを活用した実証に着手する。</li> </ul>
医療情報連携における患者の同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療情報連携ネットワークにおいて、医療情報参照に対する患者の同意を簡便かつ確実に取得・管理するためにJPKIを活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国</li> <li>・ 日本医師会</li> <li>・ 地域医療情報連携ネットワークの運営主体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2016年度中に、医療情報連携ネットワークにおいて、医師が患者の医療情報を参照することに対する患者本人の同意取得の場面におけるJPKIの活用のあり方について、技術面・運用面での課題の検証に着手する。</li> <li>○ 実用化の検討に当たっては、厚生労働省や日本医師会等が検討を進める医療情報連携ネットワークの相互接続の実現方策の検討との整合性を図る。</li> </ul>

法人の代表者から委任を受けた者が、(自己のマイナンバーカード等を用いて)対面・書面なく電子的に、契約書や証明書の作成・提出等を行うことを可能とするため、法人の代表者から与えられている権限の範囲を表示する電磁的記録を「電子委任状」と定義し、主務大臣による電子委任状の普及に関する指針の策定、委託を受けて電子委任状を「保管」し、必要に応じ第三者に「送信」する業務の認定制度の創設等の措置を講ずる。

## (1) 電子委任状等の定義

「電子委任状」とは、法人の代表者から与えられている権限の範囲を表示する電磁的記録をいう。

「電子委任状取扱業務」とは、委託を受けて電子委任状を保管し、必要に応じ第三者に送信する業務をいう。

## (2) 電子委任状の普及に関する指針

主務大臣は、電子委任状の普及に関する指針を定めるものとする。

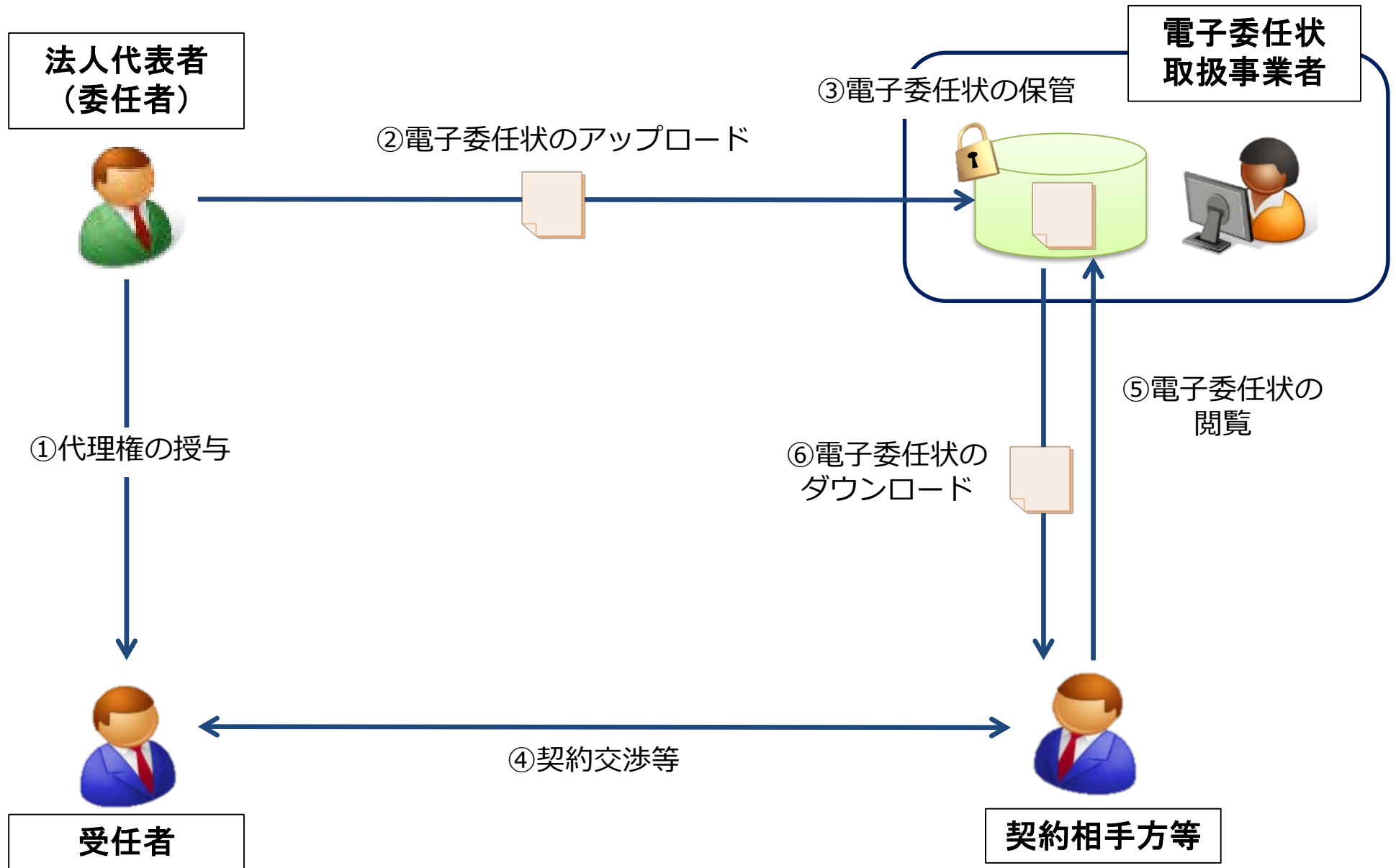
## (3) 電子委任状取扱業務の認定

電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者は、当該電子委任状取扱業務が(2)の指針に適合するものであることの認定を受けることができることとする。

## (4) その他

上記のほか、電子委任状の普及のための所要の措置を定める。





# 電子委任状を活用した政府調達事務の効率化

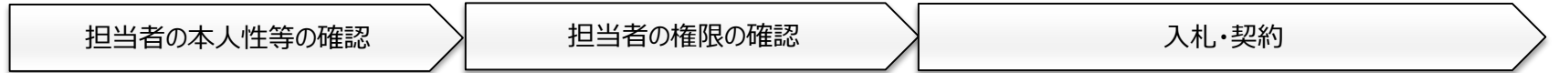
## 企業等

【担当者】

①代理権授与

【代表者】

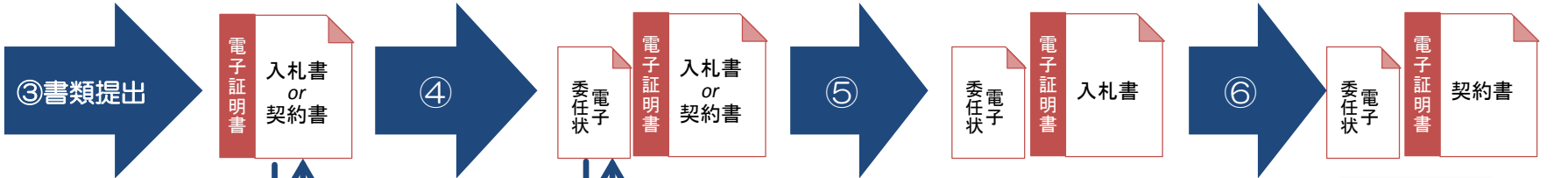
## 国(政府調達システム)



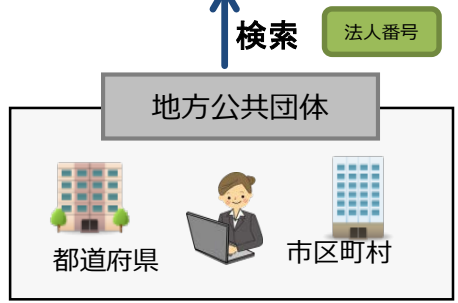
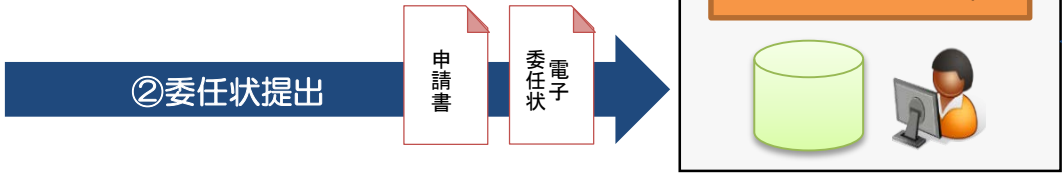
担当者電子署名の署名検証を通じて担当者の本人性等を確認

電子委任状の取得を通じて担当者の入札・契約権限を確認

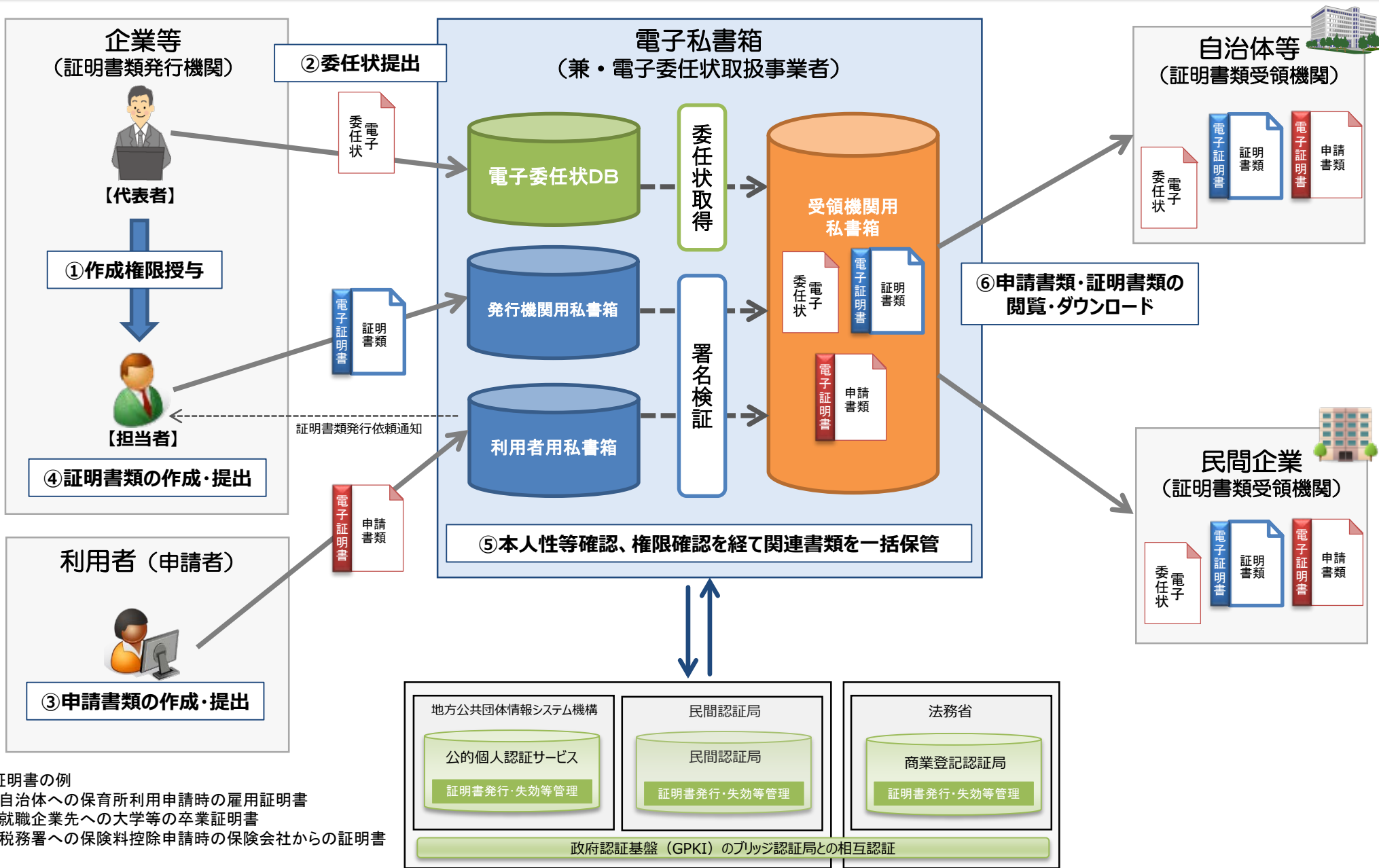
担当者の本人性等確認、権限確認の結果を踏まえ、入札・契約手続を実行



## ⑦結果登録



# 電子委任状を活用した申請手続ワンストップサービスの実現



証明書の例

- 自治体への保育所利用申請時の雇用証明書
- 就職企業先への大学等の卒業証明書
- 税務署への保険料控除申請時の保険会社からの証明書

# 電子委任状の普及の促進に関する 法律案概要

件名	要旨	国会提出 予定時期
電子委任状の普及の促進に関する法律案(仮称)	法人の代表者から委任を受けた者であることを表示する電子委任状(仮称)の普及を図ることが高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進をもたらすことに鑑み、主務大臣による電子委任状の普及に関する指針の策定、委託を受けて電子委任状を保管し、必要に応じ第三者に送信する業務の認定制度の創設等の措置を講ずる。	3月上旬

## 【先行導入の実現に向けた当面の目標】(第4回懇談会(平成28年6月15日)資料より抜粋)

項目	実証内容	ステークホルダー	当面の目標
電子私書箱を通じたワンストップサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性認証※の制度整備</li> </ul> ※ 法人や個人が作成する書類について、作成権限のある者が作成したものであることを受取機関が確認できる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・日本郵便</li> <li>・民間認証事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的個人認証サービスを活用した法人間取引における権限の認証等の実現に向けた制度整備についての検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出する。</li> </ul>



## 【進捗状況】

項目	実証内容	ステークホルダー	進捗状況
電子私書箱を通じたワンストップサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性認証※の制度整備</li> </ul> ※ 法人や個人が作成する書類について、作成権限のある者が作成したものであることを受取機関が確認できる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・日本郵便</li> <li>・民間認証事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の代表者から委任を受けた者であることを表示する電磁的記録（電子委任状）を取り扱う業務の認定制度等を内容とした法案の具体化に向け、内閣法制局等と調整中。</li> </ul>

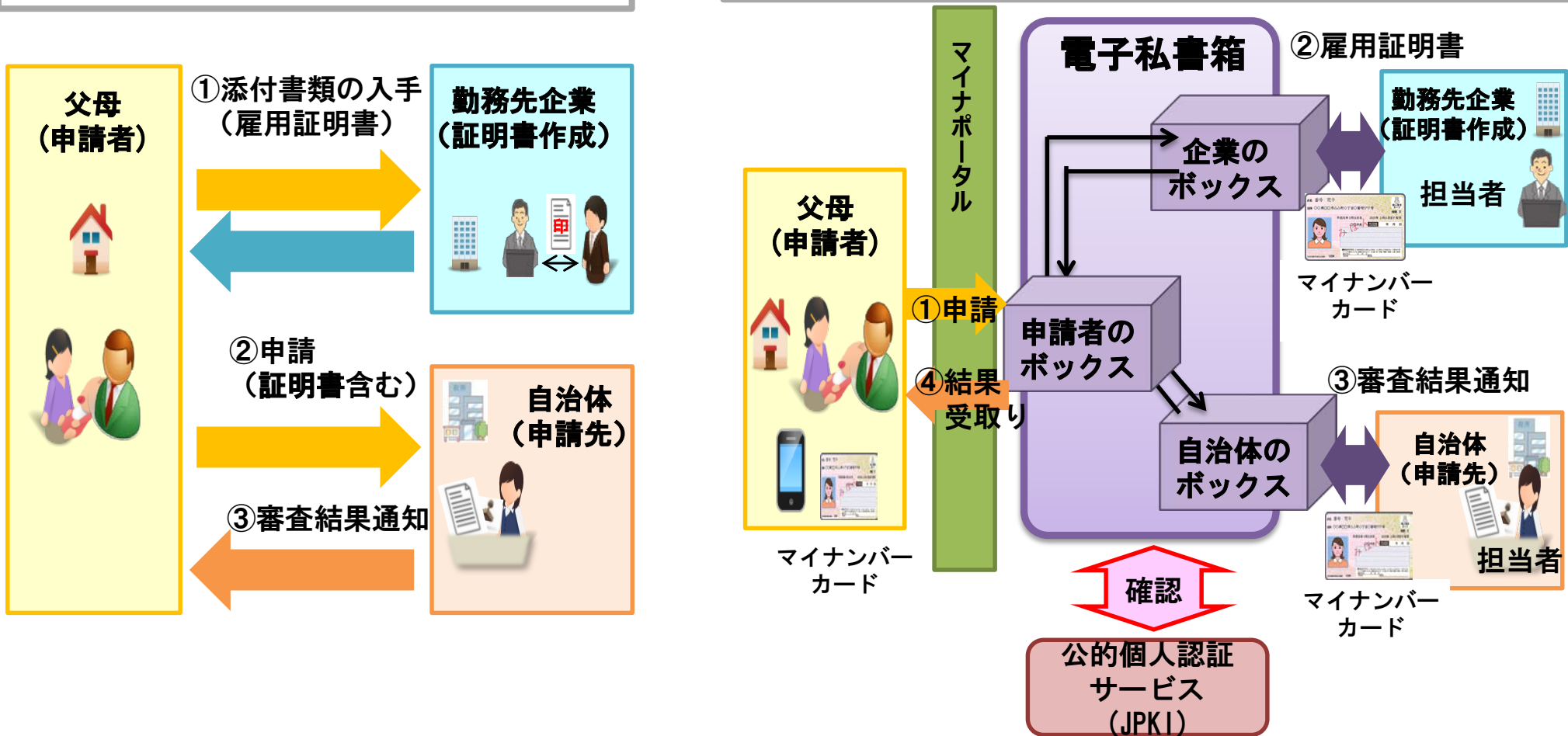


## 【これまで】

- ◆ 父母は複数訪問の上で申請
- ◆ 児童全員分を毎年実施。一時期に書面による事務処理が集中。

## 【これから】

電子私書箱がワンストップで受付、処理を自動化  
⇒マイナンバーカード1枚だけで、申請に要する書類準備の「手間」、複数訪問の「時間」、郵送の「コスト」の減など、簡便な手続を実現



## 【先行導入の実現に向けた当面の目標】（第4回懇談会（平成28年6月15日）資料より抜粋）

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
電子私書箱を通じたワンストップサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子私書箱を通じ、窓口への訪問や郵送による書類送付なく、自宅からオンラインでワンストップによる地方公共団体等への手続を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体</li> <li>署名検証者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用証明書の提出や保育所入所申請などの子育て関連の手続について、マイナンバーカードを用いて、自治体窓口への訪問や郵送による書類送付なく実施することを可能とする検討を実施。</li> </ul>

## 【進捗状況】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
電子私書箱を通じたワンストップサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子私書箱を通じ、窓口への訪問や郵送による書類送付なく、自宅からオンラインでワンストップによる地方公共団体等への手続を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県内の複数自治体（前橋市など）等</li> <li>一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構（TOPIC）</li> <li>日本郵便株式会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用証明書の提出や保育所入所申請などの子育て関連の手続に関し、マイナンバーカードを用いて、自治体窓口への訪問や郵送による書類送付なく実施することを可能とするために電子私書箱が備えるべき機能のあり方について、2017年3月を目途に実証実験を開始することを前提に、本年10月から検討を開始。</li> <li>その際、2017年7月に本格運用開始予定のマイナポータルとの連携を前提とした検討を実施。</li> <li>日本郵便株式会社は、マイナポータルと連携した電子私書箱サービス（民間送達サービス）を2017年7月を目途に開始することを前提に、上記の検討結果も踏まえつつ必要な機能の実装を進める。</li> </ul>

## 【先行導入の実現に向けた当面の目標】（第4回懇談会（平成28年6月15日）資料より抜粋）

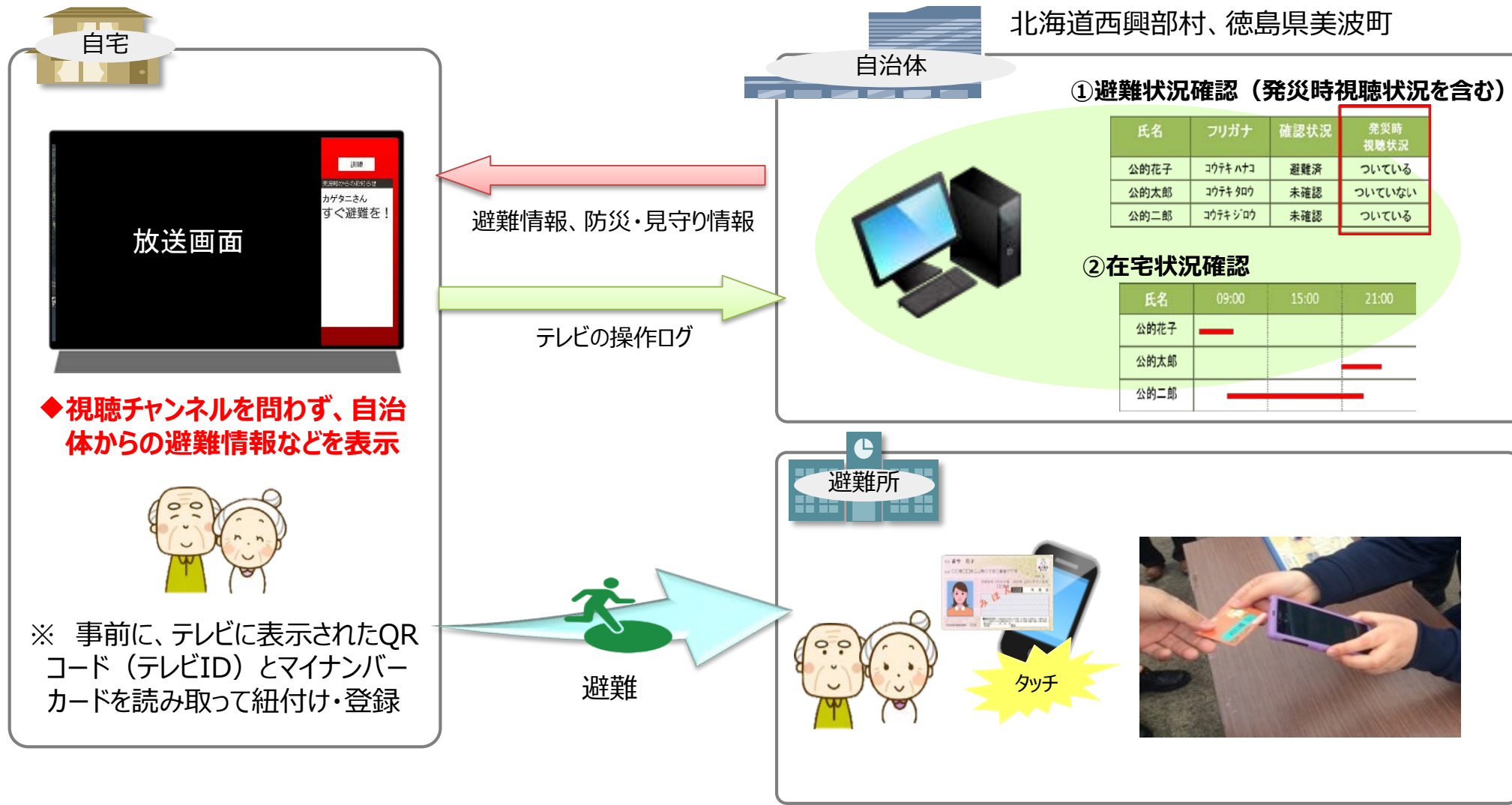
ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
電子私書箱を通じたワンストップサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルメッセージサービスにおける本人確認に公的個人認証サービスを活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵便株式会社</li> <li>地方公共団体</li> <li>企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵便は、早ければ2016年度中にも公的個人認証サービスの署名検証に係る大臣認定を申請し、デジタルメッセージサービスへ導入することを検討中。</li> <li>公的個人認証サービスに係る大臣認定を取得後、試行サービスで提供しているデジタルメッセージサービスにおいて、企業等からの重要書類受取時の本人確認などで公的個人認証サービスを利用する。</li> </ul>

## 【進捗状況】

ユースケース	実現内容	関係者	当面の目標
電子私書箱を通じたワンストップサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルと連携した電子私書箱サービス（民間送達サービス）における本人確認に公的個人認証サービスを活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵便株式会社</li> <li>地方公共団体</li> <li>企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵便株式会社は、2017年7月を目途に開始するマイナポータルと連携した電子私書箱サービス（民間送達サービス）において、企業等からの重要書類受取時の本人確認などで公的個人認証サービスを利用する。</li> </ul>

# マイナンバーカードとスマートテレビを活用した防災・見守りシステムの実証実験

- 平成28年度中に、スマートテレビのハイブリッドキャスト機能を活用した避難情報等の配信及びテレビの操作ログを活用した避難状況や在宅状況の把握などを行う実証実験を実施。



自宅



◆ 視聴チャンネルを問わず、自治体からの避難情報などを表示



※ 事前に、テレビに表示されたQRコード (テレビID) とマイナンバーカードを読み取って紐付け・登録

避難情報、防災・見守り情報

テレビの操作ログ



避難

自治体

北海道西興部村、徳島県美波町



### ①避難状況確認 (発災時視聴状況を含む)

氏名	フリガナ	確認状況	発災時視聴状況
公的花子	コウチハナコ	避難済	ついている
公的太郎	コウチタロウ	未確認	ついていない
公的二郎	コウチジロウ	未確認	ついている

### ②在宅状況確認

氏名	09:00	15:00	21:00
公的花子	■		
公的太郎			■
公的二郎	■		

避難所



タッチ

